

緊急雇用創出事業基金事業「あいちトリエンナーレ 2013 まちなか展開拡充事業」
業務委託先募集要項

1 事業の趣旨

あいちトリエンナーレは、まちなかにおける事業展開が大きな特徴であり、2010 の長者町会場、納屋橋会場等に加え、2013 においては、新たに岡崎市のまちなかを会場として展開することとしている。

会期中は県内外から多くの来場者が見込まれ、会場となるまちの魅力を知ってもらう絶好の機会でもある。そこでまちの人々を巻き込みながら、名古屋会場、岡崎会場において本事業を実施することで、まちなかでの展開をより一層盛り上げ、県民を始めとする多くの方々にトリエンナーレに親しみを持ってもらい、あいちトリエンナーレ 2013 への来場へつなげることを目的とする。

なお、この事業は、「愛知県緊急雇用創出事業基金」を活用して実施するもので、短期的な雇用・就業機会の創出を図ることを目指している。

2 事業内容

- ① 会場から会場への移動の際に、まちの歴史やみどころなどを紹介するまちなかガイドの企画、実施
- ② まちなか展開の機運を高めるワークショップ等の企画、実施
※詳細は、別紙「あいちトリエンナーレ 2013 まちなか展開拡充事業業務仕様書」のとおり。

なお、契約期間最終日までに以下のものを提出すること

- | | |
|---------------------|---------------|
| ア 活動結果等を取りまとめた報告書 | 20 部（冊子 A4 版） |
| イ アの報告書を電子ファイル化したもの | CD-R 等 一式 |
| ウ その他必要と認められるもの | |

3 事業実施の要件

本事業は国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を遵守するほか、以下の内容を遵守すること。

- (1) 当該事業のために新たに失業者を雇用（以下「新規雇用失業者」という。）すること。
- (2) 新規雇用失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること。（ex. 完全歩合（完全出来高）制は認められません。）
- (3) 新規雇用失業者の人数は 12 人以上とすること。
- (4) 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は 51.4%以上とすること。

注1 人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.05を乗じた額となります。

- (5) 本契約は概算契約であり、事業実績提出後、「雇用等に関する事項」、「委託料の支払に関する特約事項」に基づき、受託者への支払額を確定すること。
- (6) 概算払を行ったとき、概算払による支払済額が委託料の確定額を超えるときは、その超える金額を返還すること。
- (7) 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可（東日本大震災等による被災求職者を除く。）であること。また、雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること
- (8) 受託者は、新規雇用失業者の採用手続きにあたり、以下2点について確認し、その内容を記録する義務を負うこと。
 - ・新規雇用失業者が失業状態であること。
 - ・新規雇用失業者（東日本大震災等による被災求職者を除く。）の雇用期間は、過去において他の緊急雇用創出事業により雇用された期間と通算して1年以内となること。
- (9) 新規雇用失業者の1か月あたりの勤務予定日数は少なくとも平均で15日以上とし、同一の者を2か月以上雇用する場合は、勤務する月が連続していること。
- (10) 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務予定時間数は少なくとも6時間以上とすること。
- (11) 契約締結時において、受託者が予定する新規雇用失業者の雇用期間を契約書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。
- (12) 受託者は、契約締結後の雇用計画、事業完了時の雇用実績報告などの提出義務があるほか、委託者が、契約期間中に雇用状況等の調査をする場合があること。
- (13) 受託者は、委託事業に係る以下の書類を他の業務のものと区別して整備するとともに、委託者からの求めに応じて、関係書類の閲覧、写しの提出等の義務を負うこと。
 - ・委託業務に係る経費内訳書及び会計帳簿類
 - ・新規雇用失業者の雇用に関する関係書類（求人票、紹介状、履歴書等）
 - ・委託業務に係る労働関係帳簿等
労働者名簿、賃金台帳、労働時間を適正に把握するための帳簿（出勤簿等）、
委託業務に従事する全労働者の業務従事記録（業務日誌（勤務日、勤務時間、
従事内容等を記載した記録）等）
- (14) 新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込み（※）を行うこと。また、民間求人誌等による他の求人活動を併用することも可能であること。

※ 受託者がシルバー人材センターとなる場合は、公共職業安定所への求人申込みは不要
- (15) 本基金事業は平成32年度まで会計検査院の検査対象事業となることから、受託者は事業終了後についても、上記の関係書類を保管する義務を負うこと。

- (16) 前記諸条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。

4 応募資格

次のいずれにも該当する法人またはその他の団体（共同事業体の場合は、各構成団体）であることとします。

※「その他の団体」については、一定の規約を有し、代表者及び所在地が明らかで、及び収支決算書等会計書類を整備していることを要件とします。

※それぞれの特性を活かすことができる構成団体が、共同して本業務に携わり、構成団体が得意とする分野で、その実力を最大限に発揮することで、より効果的かつ効率的な運営を行うことが可能となる場合は、共同事業体も可とします。

- (1) 応募資格者は平成 24・25 年度入札参加資格者名簿登載者のうち、以下の分類に該当する者であること（共同事業体の場合は、代表者が名簿搭載者であること）。

大分類「3. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「03. 催事」

- (2) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備しており、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 募集期間

平成 25 年 3 月 27 日（水）から平成 25 年 4 月 10 日（水）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

- (2) 委託金額限度額

46, 824 千円以内（消費税及び地方消費税込）

- (3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額を免除する。

- (4) 契約期間

契約締結日から平成 25 年 11 月 29 日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

7 応募方法

(1) 説明会の開催

当事業の受託を希望される方は、下記のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。ただし出席は応募の必須条件ではありません。

ア 開催日時

平成 25 年 4 月 3 日（水）午後 2 時から 3 時まで

イ 実施場所

愛知芸術文化センター7階 会議室 3

ウ 参加申込方法

電子メール又は電話にて平成 25 年 4 月 2 日（火）午後 5 時までに、以下の要領でお申し込みください。

(ア) 電子メール

タイトルは「説明会（あいちトリエンナーレ 2013 まちなか展開拡充事業）の参加について」とし、本文中に以下の情報を記載して、<geijutsusai@pref.aichi.lg.jp>宛にお送りください。

- ・団体名、所属
- ・参加者氏名
- ・連絡先（電話番号、メールアドレス）

(イ) 電話

愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室事業第 2 グループ 小田、辻本
052-971-6127（ダイヤルイン）

(2) 応募に関する問い合わせ先

問い合わせは電子メールでお願いします。4 月 3 日（水）まで受け付けます。

[電子メール geijutsusai@pref.aichi.lg.jp](mailto:geijutsusai@pref.aichi.lg.jp)（タイトルを「あいちトリエンナーレ 2013 まちなか展開拡充事業に係る問い合わせ」としてください。）

※なお、問い合わせへの回答については、下記国際芸術祭推進室のホームページに記載いたしますので、適宜ご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/0000018394.html>

(3) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書等を提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 参加申出書（様式 1）・・・11 部（正 1 部、副 10 部）

- (イ)様式2～4（共同事業体として応募する場合）・・・11部（正1部、副10部）
- (ウ)企画提案書（様式5）・・・11部（正1部、副10部）※A4判10ページ以内
- (エ)添付資料・・・11部（正1部、副10部）

- ・定款又は寄付行為
- ・団体パンフレット
- ・決算報告書（直近2カ年）
- ・諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- ・過去に作成した類似事業の主なパンフレット類など

イ 提出期限

平成25年4月10日（水）午後5時（必着）

※期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付できません。

ウ 提出方法

持参もしくは郵送にて提出してください。

なお、ご持参いただく場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分（4月10日（水）は午後5時）までとし、事前にその旨を電話でご連絡の上、お越しください。

(4) 企画提案書類作成上の注意

- ・提出書類は、A4版両面で記載してください。また必要に応じて、絵、図等を用いて分かりやすく記載してください。
- ・企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・企画提案は1事業者1案とします。
- ・提出書類は返却しません。

(5) 提出先

〒461-8525

名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階

愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室事業グループ

担当 小田、辻本

電話 052-971-6127（ダイヤルイン）

FAX 052-971-6115

8 審査・決定・契約

(1) 審査方法

ア 書面審査

提出された企画提案書等について、審査委員による書面審査を行います。

イ プレゼンテーション審査

書面審査により選定された企画提案書等（3～5件程度）について、プレゼンテ

ーションを行い、有識者及び文化行政に携わる自治体職員による審査により選定します。

プレゼンテーションの日程につきましては、別途連絡します。なお、プレゼンテーションへの出席を要する費用は、応募者の負担とします。

審査は非公開とし、選考の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととします。

(2) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 類似業務についての実績

イ 事業実施体制

ウ 新規雇用者の人材育成方法

エ 応募者独自のアピールポイント

オ あいちトリエンナーレに対する理解度及び業務実施に対する基本的な考え方

カ スケジュール及び経費の具体性、妥当性

(3) 決定

審査結果を踏まえて、県が受託候補者を決定します。

(4) 通知

審査結果については、全企画提案者に対して郵送で通知します。

(5) 契約

審査により受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

10 スケジュール

平成 25 年 4 月 3 日	説明会の開催
平成 25 年 4 月 10 日	企画提案書等提出期限
平成 25 年 4 月中旬	書面審査
平成 25 年 4 月中旬	プレゼンテーション（審査委員による審査）
平成 25 年 4 月下旬	委託先の決定、契約締結
平成 25 年 5 月 1 日	業務開始
平成 25 年 11 月 29 日	業務完了、実績報告書の提出

11 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力をする事。
- (3) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。

(4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。